

I N F O R M A T I O N

お知らせ

十一月は国民年金制度
推進月間です

公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者世代を支えるという「世代と世代の支え合い」が基本となっています。

核家族化が進み兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を貯金や自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

公的年金制度は、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者を支えていく仕組みが必要であるという考えのもと形成されてきた制度です。

この制度を、一人一人が理解し、守り育てていくことが大切です。

一般旅券(パスポート)
発給申請書が
変わります

罰則の強化、IC旅券の導入、再発給制度の廃止等を内容とした旅券法の改正案が、平成十七年六月十日に公布されました。

罰則関係部分は、平成十七年

住宅用火災警報器の設置が義務化

福山地区消防組合管内では、9月末現在9人の尊い命が火災により失われています。昨年と比較すると2人の増加となっています。住宅火災で亡くなられた方の8割以上は逃げ遅れによるものです。火災を早期に発見するために住宅用火災警報器を取り付け、火災から尊い命を守りましょう。

福山地区消防組合火災予防条例で、一般住宅や共同住宅等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

【設置期日】 新築住宅等の場合 2006年(平成18年)6月1日から
既存住宅等の場合 2011年(平成23年)6月1日まで

【問い合わせ先】 消防局警防部予防課 ☎084-928-1192

【警報器とは】

煙や熱を感知して火災を知らせる装置です。(煙式) (熱式)

警報器には国で定めた基準があります。NSマーク付きは合格しているので安心です。



【どこに取り付けばいいの?】
就寝に使う部屋に設置します。子ども部屋や高齢者の部屋等も就寝に使われる場合は対象となります。

【階段】
1階以外に寝室がある場合は階段にも取り付けが必要です。



十一月十日から施行されることとなり、罰則関係欄における法第十二条第一項第五号の該当の有無を確認するため、平成十七年十一月十日から一般旅券発給申請書(五年用・十年用)の様式が改正されます。

このため、十一月十日以降は、新しい様式で申請していただくこととなります。

新しい様式は、旅券発給の各窓口(広島、福山、呉、三次)及び県内の各市(区)役所・町役場に備え付けますので、ご利用ください。

【お問い合わせ先】

広島県旅券センター

☎081-511-5160

保健



まめくらぶ(神石三和病院健康学習会)開催のご案内

県立神石三和病院では、「まめくらぶ」(神石三和病院健康学習会)を、毎月1回開催いたしております。毎月テーマを変えて、専門の医師やスタッフにより、広く地域の皆様方に健康情報を提供いたします。どうぞお気軽にご参加ください。

開催日	内 容	担 当
11月17日(木)	在宅介護 パート2 ～上手に口から食べられるコツ：理論と実際～	外来看護師

* 病院内2階会議室で、10時から、約1時間行います。

* お問い合わせ先：県立神石三和病院 ☎5-2711 (総看護師長) 池本富美恵
(栄養室) 渡邊 鈴子

◆町役場本庁 ☎9-3330

◆油木支所 ☎2-0211 ◆神石支所 ☎7-0211 ◆豊松支所 ☎4-2211 ◆三和支所 ☎5-5111